

消費者教育講師の養成・フォローアップ

1 要 旨

- 消費者教育出前講座などの学習機会を様々な場で提供していくため、その担い手となる者として、平成29年度、消費者教育講師を養成し、多くの開催依頼に対応可能な体制とすることことができた。
- 高校生消費者教育出前講座の開講等により、出前講座の需要は増加しているが、講師養成から数年が経過し、活動を休止する講師も見られることから、令和4年度は、新たな消費者教育講師養成した。
- 消費者教育を推進するため、講師のスキルアップを図りながら、出前講座の開催回数を増やすなど、講師を活用できる場の開拓に努めていく。

2 概 要

- 平成29年度、本県の消費者教育を担う者を養成する「消費者教育人材養成講座」を開催し、その修了者を「消費者教育講師」として「消費者教育講師人材バンク」に登録した。
- 令和4年度、「消費者教育講師人材養成研修」を実施し、新たに21名を「消費者教育講師人材バンク」に登録した。
- 既存の登録者30人に、新規登録者21名を加え、県民生活センターの差配により、県主催の講座や開催依頼のあった講座へ派遣する。
- 実施要領に基づき、報償費と旅費を県から支給する。

3 消費者教育講師人材養成研修

静岡県内に在住又は通勤・通学している消費関連有資格者、消費生活相談員OBや教員OB等を対象に、新たな消費者教育講師を養成するための研修を行った。

(1) 知識編

項 目	内 容
実施方法	録画配信（県公式 YouTube で受講者にのみ限定公開）
配信期間	令和4年10月上旬から12月末
研修内容	第1回「契約と消費者関連法の基礎知識」 第2回「成年年齢引下げに伴う若者の消費者被害の現状と課題」 第3回「高齢者の消費者被害の現状と見守りのポイント」 第4回「デジタル化時代の最新の消費者トラブル」
講 師	第1回 中央大学法科大学院教授 宮下修一 氏 第2回しづおか呉服町法律事務所弁護士 鶴岡寿治 氏 第3回小楠展央司法書士事務所 司法書士 小楠展央 氏 第4回(一社)ECネットワーク理事 原田由里 氏
参加人数	84名(21名×4回)

(2) 実践編

項目	第5回	第6回
実施方法	集合型	集合型
実施日	令和4年12月3日(土)	令和5年1月7日(土)
会場	静岡県庁会議室	あざれあ
内容	「消費者教育模擬講座」 消費者教育講師 竹本吉伸 氏 「消費者教育講座の組立て方、惹きつけ方」「講座プランシート作成」 (公財)消費者教育支援センター 首席主任研究員 柿野成美 氏	「消費者教育出前講座プランシート発表と意見交換」 (公財)消費者教育支援センター 首席主任研究員 柿野成美 氏 消費者教育講師 竹本吉伸 氏
参加人数	20名	17名

4 消費者教育講師フォローアップ研修

令和4年度実績

消費者教育講師や県・市町の消費生活相談員、消費者団体等、消費者教育出前講座を行う者を対象に、効果的な消費者教育出前講座の実施に向け、講師のスキルアップを図るためのフォローアップ研修を実施した。

(1) 知識編(録画配信)

消費者教育講師人材養成研修の一部をフォローアップ研修として実施した。

項目	内 容
実施方法	録画配信(県公式YouTubeで受講者にのみ限定公開)
配信期間	令和4年10月上旬から12月末
研修内容	消費者教育講師人材養成研修「知識編」第1回から第4回
講 師	消費者教育講師人材養成研修「知識編」第1回から第4回
参加人数	266名(第1回:66名、第2回:66名、第3回:65名、第4回:69名)

(2) 実践編(集合型)

消費者教育講師が顔の見える関係を構築することができるよう、集合型の研修を実施し、研修と併せて意見交換会を実施した。

項目	内 容
日程及び会場	東部地域 2月3日(金) 東部総合庁舎別館5階第9会議室 中部地域 2月14日(火) 中部県民生活センター2階会議室(水の森ビル) 西部地域 2月8日(水) 浜松総合庁舎901会議室
対 象	県消費者教育講師、県消費生活相談員、県職員
研修内容	・成年年齢引下げ後の状況と若者に多い事例 ・令和5年度講師用パワーポイントの修正点 ・若者向け啓発動画、シニア向け教材の紹介 ・靈感商法に関する法律の施行 ・消費者教育講師による事例発表 ・グループでの意見交換 発表 他
参加人数	46人

若者向け啓発動画の制作

1 要 旨

成年年齢引下げに伴い若者の消費者被害の増加が懸念されることから、若者に訴求できる啓発を行うため、県内大学生・専門学校生を「消費者トラブル防止学生クリエーター※」に任命し、協働で啓発動画を制作した。

2 啓発動画の概要

若者が消費者トラブルをより身近に感じられるよう、大学生2人のキャラクターによる明るい掛け合いで、被害に遭わないための注意点を楽しく学ぶことができる動画とした。

テーマ・内容			QRコード
注意喚起編	1 「脱毛エステ」トラブル (1分26秒)	<ul style="list-style-type: none"> ・「本日限りの割引」等と急かされ、合計金額を確認せずに高額なコースを契約してしまう事例を選定 ・一度立ち止まり確認するよう呼びかけ 	
	2 「マルチ商法」トラブル (1分38秒)	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産への投資でもうかると勧誘するモノなしマルチの事例を選定 ・投資×紹介料×消費者金融という言葉の並びには注意するよう呼びかけ 	
	3 「怪しいもうけ話」トラブル (1分9秒)	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰でも稼げる」「収入保証あり」とうたい高額な金銭をだましとられる怪しいもうけ話の事例を選定 ・「絶対にもうかる」「簡単に稼げる」という副業には注意するよう呼びかけ 	
周知・PR編	4 「契約とは?」 (1分35秒)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳でできること、20歳にならないとできないことを紹介 ・成人すると未成年者取消権が行使できなくなるため、一人で契約する際には慎重に行うことを呼びかけ 	
	5 「消費者ホットライン188とは?」 (1分17秒)	<ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起編の3つのトラブル事例を紹介しながら、困った時には消費者ホットライン188に電話すると、消費生活相談窓口につながることを周知 	

※ この他、1～5を10分にまとめた総集編(DVD)とメイキング編2本(県YouTubeで配信中)を制作。

(参考) 動画完成までの経緯

日 程	項 目	内 容
8月 18 日 ～9月 9 日	県内大学生・ 専門学校生の公募	○ 県内大学生・専門学校生を対象に「消費者トラブル 防止学生クリエーター※」を募集
9月 22 日	任命式の開催	○ 県内学生（16名）に任命書交付
	ワークショップ（1回目）	○ 学生チームに向けたミニ講座の実施 内容：契約の知識や若者に多い相談事例等 ○ 啓発動画の内容（事例・キャラクター）を検討
10月 9 日	ワークショップ（2回目）	○ 啓発動画の内容（表現方法）を検討
10月 22 日	ワークショップ（3回目）	○ 啓発動画の効果的な拡散方法を検討
12月 20 日	成果報告会	○ 学生チームが知事に動画完成を報告・PR
1月上旬 ～2月中旬	動画を活用した啓発	○ ウェブ広告配信、SNS等による情報発信、 街頭活動等の実施

※ 消費者トラブル防止学生クリエーター：

大学生・専門学校生が自ら若者の消費者トラブル防止のための動画制作に参画することにより、自立した消費者になるために必要な知識や価値観を養うとともに、同世代への発信により、広く若者の消費者被害防止を図ることを目的として公募。9月に16人を任命。メンバーが、動画の内容、キャラクター、発信方法等について検討しながら制作した。

エシカル消費推進事業

1 要 旨

持続可能な社会の実現に向け、SDGs の12番目の目標「つくる責任、つかう責任」の達成のための手段である「エシカル消費」を推進するため、「つくる」立場の事業者と「つかう」立場の消費者の双方に向けた普及啓発を行った。

2 令和4年度の取組概要

項 目	内 容
プラスエシカルマルシェ in 静岡PARCOの開催	<p>○集客力が高く話題性のある商業施設（静岡PARCO 5階）でエシカルに配慮した商品を扱うショップが集まる「プラスエシカルマルシェ」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期：12月3日（土）～4日（日）（7事業者出展、レジ通過客数：159人） ・第2期：12月10日（土）～11日（日）（6事業者出展、レジ通過客数：152人）  <ul style="list-style-type: none"> ・エシカルの意味や取組を紹介するパネルの展示やワークショップを実施 ・1階出入口でのショーケース等を活用した販売品の紹介や案内チラシ・エシカルロゴマークが付いたノベルティの配布、ポスター掲出等により開催を周知 ・マルシェ終了後には、県Instagramで出展事業者を紹介
テレビ番組での告知	<p>○エシカル消費を広めマルシェ開催を告知するため、エシカルな商品を販売している事業者を取材した様子を放送（12月3日（土））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ananda（静岡市葵区鷹匠）店主が販売されている商品やその背景を紹介
デジタル広告の配信	<p>○マルシェの告知のためポータルサイトの流入を目的とし、Yahoo、Google で、マルシェ開催 10 日前からウェブ広告を配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エシカルに関連するキーワードが掲載されているサイトへバナーを掲出し、県内在住の18～49歳女性を対象に周知 ・県ポータルサイトに特設ページを開設し、トップページにバナーを設置 
啓発リーフレットの作成	<p>○県ポータルサイト「プラス・エシカル」のイメージを基に啓発リーフレット（A4三つ折り）を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の内容や身近な取組事例について理解を深め、県内のショップを検索することができるサイトを紹介
出前講座の実施	<p>○SDGsとエシカル消費に関する出前講座を熱海市・小山町内の小学校3校で開催（合計87人が受講）</p>

シニア向け消費者教育の推進

1 要旨

- ・社会のデジタル化により、スマートフォン等デジタル機器を活用した消費活動が進んでいるが、高齢者を中心に十分活用できない人も多く、「デジタル格差の解消」が重要な課題となっている。
- ・初心者向けのスマートフォン講座・教室については、現在、国の事業として、全国各市町で開催されている。
- ・そこで、県民生活課では、デジタル機器の基本的な使い方が分かる県民向け（主に高齢者）に、さらに一步踏み込んで、キャッシュレス決済等実用的な使い方について、安全・安心に利用できるための講座を実施し、デジタル・リテラシーの向上を図る。

2 講座概要

項目	内容
講座名	消費者トラブルに遭わないための、ネットサービス活用講座
開催回数	30回以上（開催時期：令和4年10月～令和5年3月）
開催時間	1回あたり1時間30分～2時間
受講人数	1回あたり10人以上（目標：450人以上）
対象者	県内全域の高齢者等（概ね60歳以上） (スマートフォンでメール、LINE等を使うことが可能で、キャッシュレス決済やインターネット通販をこれから利用してみたい県民)
講座内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリダウンロード、キャッシュレス決済、インターネット通販利用にあたってのポイントと注意点 ・個人情報の管理や様々なメッセージ画面への対処法 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市町による傍聴を可とし、出前講座企画・実施に役立ててもらう ・本事業のノウハウを令和5年度のシニア向け消費者教育講師養成講座で活用

3 令和4年度実績

項目	内容（令和5年1月末時点）
開催回数	22回（内訳：団体向け11回、個人向け11回）
参加人数	148名（内訳：団体向け 111名、個人向け 37名）
今後開催予定	団体向け8回（予定参加人数122名）
その他	広く高齢者に周知を図るため、本講座の動画を作成し、令和5年3月以降に公開する予定